

東京都介護職員 宿舎借り上げ支援事業

介護職員宿舎の借り上げに必要な経費を助成します



東京都介護職員宿舎 借り上げ支援事業の概要について

公益財団法人東京都福祉保健財団では東京都からの補助金を受け、介護事業者に対して職員宿舎の借り上げに必要な経費の一部を助成する事業を実施しています。令和2年度から制度改正により、事業を拡充しました。

※本事業の新規募集は令和5年度までの予定です。



1 目的

都内に所在する介護サービスを提供する民間の事業所に対して、介護職員の宿舎の借り上げを支援し、住宅費負担を軽減することで、介護職員の働きやすい職場環境を実現し介護人材の確保定着を図ること、また、事業所による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進することを目的としています。

2 助成対象

対象事業所

都内に所在する介護サービス※1を提供する民間の事業所で、区市町村長により福祉避難所※2の指定を受け、又は区市町村と福祉避難所として災害時応援協定を締結しており、かつ、介護職員の宿舎を確保し災害対応要員を配置する事業所です。ただし、地域密着型サービス事業所及び共生型サービス事業所※3と、それ以外のサービスで国又は地方公共団体が設置する事業所（指定管理者が管理するものを含む）は除きます。

※1 介護福祉施設・介護保健施設・介護医療院・介護療養施設・訪問介護・通所介護の各サービス及び介護予防を含む次のサービス：訪問入浴介護・短期入所生活介護・短期入所療養介護・通所リハビリテーション・特定施設入居者生活介護

※2 高齢者などの要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所

※3 介護保険法（平成9年法律第123号）第72条の2の規定による共生型サービスを運営している事業所

対象法人

対象事業所を運営する法人

対象入居者

対象事業所に勤務する介護職員及びサービス提供責任者、生活相談員（支援相談員）で、災害対策上の業務に従事する者です。ただし、当該事業所の運営に携わる法人の役員は除きます。
◆対象入居者及び同一世帯の世帯員が、住居手当等を受給している場合は対象外です。

3 助成規模

1,499戸分

4 助成要件

- (1) 1 福祉避難所につき最大 20 戸まで*
- (2) 借り上げている宿舎が、事業所の周辺（半径10キロメートル圏内）にあること
- (3) 1 戸当たりの助成対象期間は、4 年間で上限
ただし、平成 28 年度から平成 31 年度に本事業を申請した宿舎については、令和 2 年度を助成対象期間の始期とする
- (4) 対象者が入居していること
- (5) 入居者から宿舎使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引く

※ 事業所の利用定員数に応じて申請できる戸数が異なります。下表を参照してください。

申請戸数について

事業所の利用定員数に応じて、最大 20 戸まで助成します。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----|
| 利用定員数  | 0 40 | 41 50 | 51 60 | 61 70 | 71 80 | 81 90 | 91 100 | 101 110 | 111 120 | 121 130 | 131 140 | 141 150 | 151 160 | 161 170 | 171 180 | 181 190 | 191 |
| 上限戸数  | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |

◎利用定員数は、福祉避難所の収容人数ではありません。詳細は、Q&A 集の 14 番から 19 番を参照してください。

5 助成基準額

宿舎 1 戸当たり月 82,000 円

6 助成率

7 / 8

(助成対象経費と助成基準額を比較し、少ない方の額に7/8を乗じた金額を助成します。)

7 助成対象経費

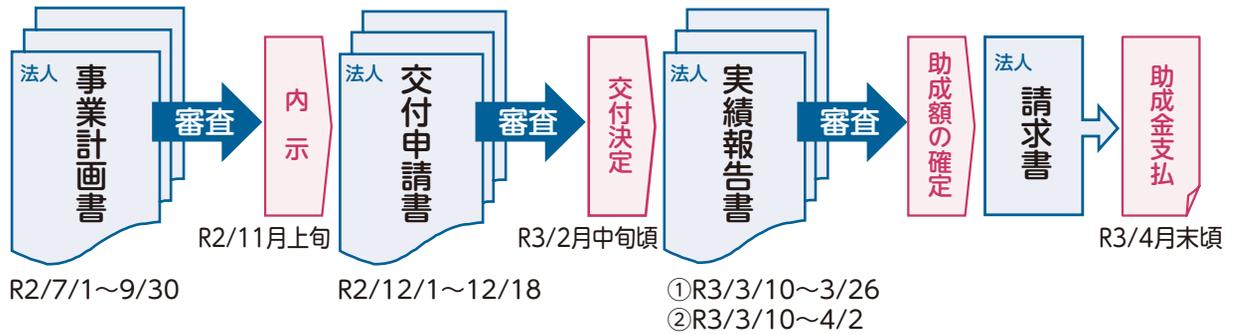
平成 28 年度以降新たに対象法人が借り上げた宿舎に対して対象法人が支出した、当該年度における介護職員の宿舎借り上げに係る経費（賃料、共益費（管理費）、礼金、更新料等）が助成対象です。

ただし、入居者から宿舎使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引きます。

※ 本事業では、法人負担額が必ず発生します。

具体例は右記をご参照ください 

8 実施スケジュール



◆実績報告書の提出締切日は、法人によって異なりますのでご注意ください。

- ①当該年度の賃料等の支払いが2月までに完了する法人：R3/3/10～3/26
- ②当該年度の賃料等の支払いが3月に完了する法人：R3/3/10～4/2

9 提出書類

実績報告までの間には、下記の書類が必要です。また、必要に応じて、その他の書類提出をお願いすることがあります。

- 事業計画書
- 交付申請書
- 実績報告書
- ◇ 「福祉避難所」であることを確認できる書類（福祉避難所協定書等）
- ◇ 4月1日時点の事業所運営規程（写し）
- ◇ 法人の印鑑証明書（原本）
- ◇ 賃貸借契約書（写し）
〔法人と貸主との間におけるもの〕
- 入居確認及び雇用証明書
〔法人と入居者の間におけるもの〕
- ◇ 住民票（写し）
- ◆ 誓約書
- ◇ 実績報告時雇用状況等報告書
- ◇ 貸金台帳（写し）
- ◇ 経費払込照合表
- ◇ 借りに係る経費支払書（振込明細等の写し）
- ◆ 助成金請求書
- ◆ 口座振替依頼書
- ◇ 振込先通帳表紙及び表紙裏面（写し）

○は、総括表・福祉避難所別・宿舍別の書類があります。総括表は法人印（実印）が必要な書類です。

■は、法人印（実印）及び入居者の署名、押印が必要な書類です。

◆は、法人印（実印）が必要な書類です。



助成対象経費の具体例

例1 家賃 70,000 円の全額を対象法人が負担している場合



◆助成対象経費 70,000 円に 8 分の 7 を乗じた 61,000 円（1,000 円未満切り捨て）が助成額となり、法人負担額は 9,000 円（70,000 円 - 61,000 円）となります。

例2 家賃 70,000 円のうち入居者から宿舍使用料を徴収している場合



◆家賃から入居者の宿舍使用料を差し引きます。上記例では、家賃 70,000 円のうち職員負担額が 20,000 円であるため、助成対象経費は 50,000 円となります。助成対象経費 50,000 円に 8 分の 7 を乗じた 43,000 円（1,000 円未満切り捨て）が助成額となり、法人負担額は 7,000 円（50,000 円 - 43,000 円）となります。

例3 助成対象経費が助成基準額 82,000 円を超過している場合



※助成基準額 82,000 円を超過した経費は法人負担額となります。
100,000 円 - 82,000 円 = 18,000 円

◆家賃から入居者の宿舍使用料を差し引きます。上記例では、職員負担額が 20,000 円であるため、助成対象経費は 100,000 円となります。当該助成対象経費と助成基準額 82,000 円を比較し、少ない方の額 82,000 円に 8 分の 7 を乗じた 71,000 円（1,000 円未満切り捨て）が助成額となり、法人負担額は 29,000 円（100,000 円 - 71,000 円）となります。

Q & A

Q 当該介護職員に住居手当を支給している場合はどうなりますか？

A 住居手当を支給している場合は、対象外です。また、同一世帯の世帯員が住居手当を受給している場合も助成対象外です。借り上げ宿舎への入居中は、住居手当を不支給（停止）とした場合は対象となります。

(Q&A集 9番・10番)

Q 賃貸借契約の名義は法人名義でなければいけませんか？

A お見込みのとおりです。職員の個人名義で賃貸借契約を締結している場合は、対象外となります。職員の個人名義で賃貸借契約を締結している場合は、法人名義への契約変更が必要となります。

(Q&A集 53番)

Q 事業計画提出時には該当の介護職員がいませんが、今年度中に採用して、借り上げ宿舎に居住する予定です。この場合、申請はできますか？

A 申請できます。ただし、未入居の期間は対象外です。また、交付申請時に宿舎、入居者のいずれも決まっていない場合、交付申請は行えません。

(Q&A集 45番・46番)

Q&Aの詳細は、ホームページに掲載されていますのでご参照ください。

Q 年度途中で増床し利用定員数が増える見込みです。交付申請時に当初の上限戸数に追加して新たな宿舎の申請を行うことはできますか？

A できません。当該年度の上限戸数は4月1日時点の定員数により算定をします。そのため、年度途中での上限戸数の増減は認められません。なお、年度途中の利用定員数の減少により、翌年度申請戸数が減少する可能性もございますので、申請の際にはご注意ください。

(Q&A集 15番・16番・17番)

Q 令和2年4月分の賃料は令和2年3月に支払い済みで、領収書の日付が前年度となっていますが、今年度（令和2年度）の助成金の対象となりますか？

A なります。当該年度の入居期間に係る経費を対象とするため、4月分の賃料を3月（前年度）で支払った場合も、助成対象とします。ただし、証拠書類には本年度の経費であることが明記されていることが必要です。

なお、礼金の扱いについても同様です。

(Q&A集 34番)

Q 借り上げ宿舎に居住している介護職員が産休・育休をとった場合はどうなりますか？

A 災害上の業務に従事する職員であることを要件としていますので、休職・休業が1ヵ月以上の長期にわたる場合は、対象外です。また、同様の理由から長期にわたる病欠や欠勤等をした職員も対象外となります。

(Q&A集 38番)

【お問い合わせ先】 公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当（介護）
〒163-0718 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル18階
TEL 03-3344-8548 FAX 03-3344-7281

【宿舎借り上げ支援事業 ホームページ】
<http://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/index.html>

